

平成28年度第1回市民健康づくり審議会次第

日 時 平成28年5月26日（木）

午後7時30分から

場 所 前原暫定集会施設1階A会議室

1 議 事

- (1) 会長の互選について
- (2) 副会長の互選について
- (3) 小金井市市民健康づくり審議会の運営等について
- (4) 小金井市国民健康保険データヘルス計画について
- (5) 保健衛生事業について

2 その他

※ 配布資料

- 資料1 小金井市市民健康づくり審議会委員名簿
- 資料2-1 小金井市国民健康保険データヘルス計画概要
- 資料2-2 小金井市国民健康保険データヘルス計画
- 資料3-1 平成27年度保健衛生事業
- 資料3-2 平成28年度主な保健衛生事業
- 資料4 小金井市市民健康づくり審議会の運営等について（案）

小金井市市民健康づくり審議会委員名簿

資料 1

平成 28 年 2 月現在

番号	氏 名	推 薦 団 体	選 出 区 分
1	新 井 利 夫	公募市民	一般市民
2	玉 木 と み 子	公募市民	一般市民
3	中 里 成 子	公募市民	一般市民
4	村 澤 ト キ イ	公募市民	一般市民
5	木 下 隆 一	小金井市商工会	一般市民
6	森 戸 洋 子	市議会	市議会議員
7	齋 藤 寛 和	小金井市医師会	医療関係者
8	小 林 久 滋	小金井市医師会	医療関係者
9	内 山 雅 之	小金井市医師会	医療関係者
10	大 澤 繁 喜	小金井歯科医師会	医療関係者
11	大 西 義 雄	小金井市薬剤師会	医療関係者
12	雨 宮 安 雄	小金井市社会福祉協議会	社会福祉関係者
13	川 畑 美 和 子	小金井市民生委員児童委員協議会	社会福祉関係者
14	飯 嶋 智 広	東京都多摩府中保健所	保健所職員
15	藤 森 寿 美 子	小金井市体育協会	社会体育関係者

小金井市国民健康保険データヘルス計画概要

1 目的と背景

近年、特定健康診査の実施や診療報酬明細書（以下「レセプト」）等の電子化の進展により保険者が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行う基盤整備が進んでいます。こうした中、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正」により、保険者は健康・医療情報を活用し、保健事業の実施計画の策定・実施・評価をおこなうことされました。

また、疾病構造の変化や高齢化、医療技術の高度化等による医療費の増大により、市国民健康保険の財政運営は厳しい状況が続いています。医療費の増大に保険税率の改定により対応する一方で、保険者は健康増進事業、疾病予防事業等医療費増加抑制の為の事業を推進する必要があります。

よって、健康・医療情報を活用したデータ分析や保健事業の評価分析を行い、これに基づいた効果的かつ効率的な保健事業を実施することで、被保険者の健康維持・医療費の増加抑制を図るものです。

2 計画項目

- 第1章 計画策定にあたって・・・計画の背景と概要
- 第2章 現状把握・・・本市概要、医療費（後発医薬品含む）、特定健康診査・保健指導、保健事業の各項目についての現状分析
- 第3章 健康課題・・・第2章分析内容に基づく健康課題の把握
- 第4章 国民健康保険保健事業実施内容（目的・目標の設定）・・・第3章にて整理した健康課題を踏まえた今後の施策
- 第5章 評価と見直し
- 第6章 計画の公表・周知
- 第7章 事業運営上の留意点
- 第8章 個人情報保護
- 第9章 その他計画策定にあたっての留意点

3 28年度からの新規保健事業について

(1) 糖尿病性腎症重症化予防指導

①概要

糖尿病は、重症化により医療費が高額になるだけでなく、健康

な日常生活を続けることが困難になります。自覚症状がほとんど無いことから、早期治療及び生活習慣の改善により、腎不全を含む重い合併症の発症を阻止・遅延させるための保健指導を行います。

②指導対象者

慢性腎不全（透析）に移行するリスクが高い被保険者

③指導内容（予定）

専門家による食事指導・運動指導・服薬管理等

④指導期間（予定）

6ヶ月

(2) 健診異常値放置者医療機関受診勧奨通知

① 概要

特定健診結果とレセプトのデータにより、特定健診結果において受診勧奨判定値を超えているにもかかわらず、医療機関を受診していない者について、医療機関受診勧奨通知を送付し、早期治療による疾病予防を図ります。

② 通知回数(予定)

年1回

③ 通知内容(予定)

- ・ 特定健康診査の検査数値
- ・ 生活習慣病に罹患するリスクについての説明

(3) ジェネリック医薬品差額通知（拡大）

①概要

被保険者に後発医薬品（ジェネリック医薬品）を利用した場合の自己負担額の軽減について周知するため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合の自己負担額の差額について通知し、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進に取り組みます。

② 通知回数

年8回（平成28年度8月より毎月）

③ 通知内容（予定）

- ・ 後発医薬品に切り替えた場合に削減できる自己負担額
- ・ 処方実績